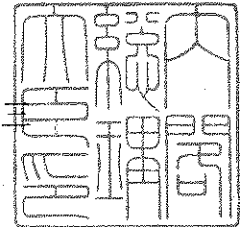




府益担第560号
平成30年 4月25日

公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団
代表者 平井 俊邦 殿

内閣総理大臣
安倍 晋三



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成30年 4月25日 から 平成35年 4月24日 まで